

公益財団法人 福武財団

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

(第一期)

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年5月1日～令和8年4月30日までの5年間

2. 内 容

目標1：仕事と育児の両立支援制度を整備し、周知する。

<対策>

- ・令和3年5月～ 育児休業に関する諸制度及び休業時の公的給付制度を周知し、利用を促進する。
- ・令和3年5月～ 制度利用者以外の職員への理解を高めるため、各種制度及び関連規程の周知と啓発活動に取り組む。
- ・令和3年6月～ 配偶者が出産予定の男性職員に各種制度等について個別に利用勧奨を行い、育児休業取得を推奨する。
- ・令和4年4月～ 女性職員による出産・育児等の相談窓口を設置する。
- ・令和4年4月～ 復職後のフォローアップ施策を検討する。

目標2：女性職員が出産・育児後も働き続け、キャリア形成していくための取組を実施する。

<対策>

- ・令和3年5月～ 時間外労働の削減のために、具体的な施策を協議し、実施する
- ・令和4年5月～ 定期的に制度を見直し、制度を利用しやすい環境整備について検討を行う。